

随意契約結果書

物品等の名称及び数量	令和５年度 「積算資料電子版」等購入
契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	支出負担行為担当官 中部地方整備局長 稲田 雅裕 名古屋市中区三の丸2-5-1名古屋合同庁舎第2号館
契 約 締 結 日	令和 ５ 年 ４ 月 ３ 日
契約の相手方の氏名及び住所	一般財団法人経済調査会 東京都港区新橋 6－17－15
契約金額 (消費税及び地方消費税含む)	¥ 9, 3 3 3, 0 1 6－
予定価格 (消費税及び地方消費税含む)	¥ 9, 3 3 3, 0 1 6－
随意契約によることとした理由	地方整備局が発注する公共工事の積算においては、(一財)経済調査会が発行している「積算資料」や「土木(建築)施工単価」(以下、「積算資料等」という)に掲載の価格情報を基礎資料として利用することが積算基準書に定められている。同財団においては、平成24年度から「積算資料」に掲載される情報を増やし「積算資料電子版」としてインターネットを介し資材価格情報の提供を開始しているほか、平成30年度からは「土木(建築)施工単価電子書籍」に週休二日の標準単価を掲載している。この「積算資料電子版」や「土木(建築)施工単価電子書籍」(以下、「積算資料電子版等」という)の価格情報は、「積算資料等」に掲載される価格情報と同等の信頼性があり、かつ広く公表もされていることから、①市場価格のタイムリーな積算への適用、②業務効率の向上を導入効果とし、公共工事積算の基礎資料としているところである。 また、積算で使用した単価資料は、情報開示請求に応じて工事契約後、2ヶ月程度で公開してきたところであるが、「工事における入札及び契約の過程並びに契約の内容等に係る情報の公表について」の一部改定について(平成31年3月27日付け国官会第23526号、国地契第63号等)に基づき、令和2年4月1日からは早期に公表する必要が出てきたことから、著作物の公表について、上記法人の承諾を得る必要がある。 このため、積算業務の適切な実施のために、「積算資料電子版等」に掲載される資材価格情報を得る必要があるが、現在「積算資料電子版等」のライセンスは、出版元の同財団のみが取り扱いしていること、著作物の公表について、上記法人の承諾を得る必要があることから、上記法人と随意契約を行うものである。 適用法令： 会計法 第29条の3第4項 予決令 第102条の4第3号
備 考	